

浦和総合運動場テニスコートロッカー貸出利用規約

(令和3年2月22日改正)

(貸出ロッカー)

第1条 浦和総合運動場南側テニスコート資材置場内鍵付き（ダイヤル式南京錠）ロッカー4箇所（以下「ロッカー」といいます）を当施設で使用するテニス用具等の保管場所として、有料にて貸し出しを行うものです。

2 ロッカーの寸法は1箇所あたり縦82cm、横65cm、奥行58cmとなります。

3 ロッカーの利用を希望する個人（以下「利用者」といいます）は、ロッカー貸し出しについて抽選申し込みをし、当選した際、ロッカー借用申込書を記入し使用料を支払うことでロッカーの使用が認められます。抽選申し込み、利用者の決定等については、本規約別紙に定めるとおりとします。

(貸出期間)

第2条 ロッカー貸出の期間は各年度の4月1日から9月30日までの6か月間（前期）及び10月1日から3月31日までの6か月間（後期）とします。

(使用料)

第3条 ロッカー1箇所あたり6か月分6,000円（前・後期とも）を前・後期それぞれのロッカー借用申込の手続き時に当施設所定の方法で納入するものとします。なお、ロッカー貸し出しについて納入された使用料は原則返還いたしません。

(利用方法)

第4条 ロッカーの鍵は、ダイヤル式となり、申請の際に任意の暗証番号を設定していただきます。

2 ロッカーの開閉可能時間は、施設供用日の8時45分から17時15分のみとなります。

3 施設側が借用者本人以外の第三者に対して暗証番号を教えることは一切いたしません。

4 暗証番号の変更を希望される場合は必ず事務所までお申し出いただき、暗証番号変更手続書をご提出いただきます。

5 暗証番号は利用者が責任をもって管理してください。

(禁止事項)

第5条 利用者は、ロッカー利用に関して次に掲げる行為をしてはなりません。

(1) 次に掲げる物をロッカーに収納すること

ア 現金、貴重品（貴金属、高級時計等）またはこれらに類する高価品

イ 揮発性物質、爆発物等の危険物

ウ 臭気の発する物、腐敗・変質しやすい物、不潔な物（濡れたままのタオル、衣類等）またはロッカーを汚損・き損するおそれのある物

エ 法律により所持または携帯を禁じられている物

オ その他ロッカーによる保管に適さないと認められた物

- (2) ロッカーの収納能力を超える荷物を収納すること
- (3) ロッカーを汚損し、または毀損すること
- (4) ロッカーを第三者に使用させること
- (5) 暗証番号を期間中に勝手に変更すること
- (6) ロッカーの現状を変更すること
- (7) 前各号に類する行為を行うことにより第三者のロッカー使用の迷惑となる行為をすること

(収納できないものを入れた場合の処置)

第6条 当施設は、ロッカーの収納物品が前条第1号に掲げる物に該当する疑いがあると認めたときには、ロッカーを開扉することができ、かつ、当施設の判断により当該収納物品を保管、廃棄その他設備管理上必要な処置をすることができます。

(利用契約の解除)

第7条 当施設は、利用者が次の掲げる事項の一つでも該当した場合には、通知・催告その他の手続きを要せずに、利用契約を解除することができます。

- (1) 本規約の定める規定に違反した場合
- (2) ロッカーを当施設の利用以外での目的で利用した場合
- (3) 本規約に基づく手続きの際、虚偽の事項を届け出た場合
- (4) その他ロッカーの利用に関する当施設の指示に従わない場合

(期間終了時の収納物品の処理)

第8条 利用者は、理由のいかんを問わず期間満了日までに、収納物品を引き取り、ロッカーを当施設に明け渡すものとします。

2 当施設は、利用者が期間満了日を過ぎても収納物品を引き取らないときには、当該収納物品を所定の保管場所に移すことができ、また、期間満了日から30日間これを保管するものとします。

3 当施設は、前項に基づき保管した収納物品が期間満了日から90日間経過しても引き取りのない場合には、利用者が当該収納物品の権利を放棄したものとみなし、これを処分することができます。

(故障時等の処置)

第9条 当施設は、ロッカーの故障により緊急に点検・整備を要するときその他施設が必要と認めるときには、収納物品を別途保管する等の処置をすることができます。この場合において、利用者は、ロッカーを利用することが一定期間できなくなることについて、あらかじめ了承するものとします。

(利用者の損害賠償責任等)

第10条 利用者は、ロッカーに次の各号に掲げる事項が生じた場合には、当施設にその損害の賠償をしなければなりません。

- (1) ロッカーの利用により、ロッカー及び当施設又は物品に汚れ、破損、サビ等が見受けられ修繕が必要とみなされた場合

(2) ロッカーのダイヤル式南京錠を紛失、破損した場合

(当施設の免責事項)

第11条 当施設は、次の各号に掲げる事由に基づきロッカーの収納物品が滅失またはき損された場合、当該損害を賠償する責を負わないものとします。

- (1) 第5条に基づき収納物品を保管等した場合
- (2) 当施設の過失に基づかない事由により第三者がロッカーを開扉した場合
- (3) 天災事変等の不可抗力による場合
- (4) 司法権等の発動により関係官公署から収納物品の押収または証拠品として提出を求められた場合
- (5) その他当施設の責めに帰さない場合

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項については、当施設の指示に従うものとします。

(改正)

第13条 当施設は、必要に応じて本規約の改正・変更をすることができ、その効力は、利用者に及ぶものとします。なお、当施設は、本規約を改正・変更したときは、当施設内の所定の掲示場所への掲示やホームページへの掲載の方法により最新の規約を利用者に周知するものとします。

附則

本規約は、令和2年4月1日から発効します。

附則

本規約は、令和3年4月1日から発効します。

(別紙)

◆利用申込方法

- ・申込は個人のみ、1人につき1申込みまでとなります。
- ・往復はがきに必要な事項を記載し期日まで(必着)に下記宛先まで申し込みください。
※申込期日につきましては別途ポスター、チラシ等で案内いたします。

[必要事項]

- 1 件名：テニスロッカー貸出
- 2 お名前
- 3 さいたま市公共施設予約システムの利用者番号
- 4 郵便番号・住所
- 5 電話番号

[宛先]

〒330-0073 さいたま市浦和区元町 1-29-10
浦和総合運動場 宛

◆利用者の決定

- ・申込者が定数を超えた場合、抽選とさせていただきます。
- ・抽選日時 各年度の9月中旬及び3月中旬に行う予定です。
- ・抽選方法については、PCソフトによる抽選といたします。
- ・抽選結果については、当選、落選に係わらず返信はがきにて、ご連絡いたします。
- ・当選者は所定の期日までに手続きを済ませてください。期日を過ぎた場合は失効となりますのでご注意ください。(当選者手続きの期日につきましては返信はがきにて案内します)
- ・当選者の辞退により空きが生じた場合には、所定の日時に窓口にお集まりいただき、落選者の中から希望者による抽選(くじ引き)を行い決定いたします。
(空き状況や抽選日時等は、浦和総合運動場までお問合せください)